

|

台東区立中学校部活動・新たな地域クラブ活動の 在り方に関するガイドライン

令和8年9月
台東区教育委員会

I はじめに

II 本ガイドラインの趣旨等

III 国及び東京都の動向について

- (1)改革の理念
- (2)地域クラブ活動の在り方
- (3)地域全体で連携して行う取組の名称
- (4)改革の方向性
- (5)推進体制の整備

IV 台東区の状況について

V 台東区が目指す部活動の地域連携・地域展開について

VI 学校部活動の運営について

- (1)学校における活動方針及び活動計画について
- (2)指導・運営に関わる体制の構築
- (3)練習及び休養日の設定について
- (4)部活動指導員及び外部指導者の活用について
- (5)体罰防止、安全管理及び事故防止等について

VII 地域クラブ活動のモデル校及び運営について

- (1)方針について
- (2)地域クラブ活動の在り方について
- (3)活動日について
- (4)体罰防止、安全管理及び事故防止等について

VIII その他（部活動の再編等）

- (1)部活動の開設、休部・廃部について
- (2)学校部活動の再編について

I はじめに

学校部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連するものです。また、体力や技術の向上を図る目的以外にも、生徒同士や教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の寛容に資する等、教育的意義を有してきました。

しかしながら、教員の多忙な勤務の状況、持続可能な部活動の在り方を鑑み、生徒の豊かなスポーツ文化芸術活動を実現するためには、学校部活動の在り方に関して、その意義を踏まえつつ、生徒にとって望ましい環境になるよう、適正な運営、効率的・効果的な活動の推進を図ることや、生徒や保護者の負担に十分に配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備することが必要になります。また、学校と地域との連携・協働が不可欠になります。さらに、休日の部活動についても、令和13年度には、原則中止となることから、地域の特性や学校の実情等に十分に配慮しながら、進めていくことが重要です。

各学校におかれましては、本ガイドラインを参考に、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現を目指した取組を進めていただきますようお願いいたします。

台東区教育委員会

Ⅱ 本ガイドライン策定の趣旨等

本ガイドラインは、区立中学校の部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動環境を構築するという観点に立ち、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むことができるようにすることを目指しています。

また、国や都が示す学校部活動の地域連携や地域のクラブ活動への移行に向けて取組の方向性を示すものです。

台東区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、本ガイドラインに基づく学校の部活動の改善状況について、定期的にフォローアップを行います。

Ⅲ これまでの国及び東京都の動向について

全国的に生徒数の減少が進む中で、小規模な学校では部活動の休止や廃部する例が見受けられます。また、働き方改革推進の観点からは、勤務時間外や休日における指導や引率など、教員の負担も指摘されています。

文部科学省では、令和５年度にスタートした部活動改革に関する「改革推進期間（令和５年度～令和７年度）が終わり、令和８年度から令和１３年度までの６年間で新たに「改革実行期間」と位置付け、部活動の地域展開等の実施を推進することになりました。

（１）改革の理念

- ・急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的。改革を実現するための手法を考える際には、学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮すること。
- ・学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障すること。
- ・生涯にわたってスポーツや文化芸術と豊かに関わる力を身につけることを含めた、スポーツ・文化芸術活動の役割や意義も尊重する必要があること。
- ・スポーツ基本法、文化芸術基本法で、地方公共団体による「地方スポーツ推進計画」、「地方文化芸術推進基本計画」の策定が努力義務とされていることも踏まえ、各地域においてスポーツ・文化芸術施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることを期待すること。

（２）地域クラブ活動の在り方

- ・地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出すること。
- ・地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るため、地域の実情等にあった望ましい在り方を見出していくこと。

- ・民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定主体、認定方法等を示した上で、地方公共団体において認定を行う仕組みを構築する。
- ・学校部活動から地域クラブ活動に転換した場合であっても、地域クラブ活動の実施に当たって、学校施設の活用等、学校との連携を図る。

(3) 地域全体で連携して行う取組の名称

- ・上記の理念や地域クラブ活動の在り方等をよりの確に示すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更した。

(4) 改革の方向性

- ・地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等にあった望ましい在り方を見出し、改革の方針を決定する。

① 改革実行期間

- ・前期（令和８年度～１０年度） 後期（令和１１年度～１３年度）
- ・現時点で着手していない地方公共団体においても、前期に休日の地域展開等に着手する。
- ・平日の改革については、前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進する。

② 改革の進め方

- ・休日については、改革実行期間内（令和８年度～１３年度）に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。
- ・平日については、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進めていく。

③ 費用負担の在り方

- ・地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する。
- ・受益者負担の水準については、国の基準を参考にする。
- ・家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることはないよう、経済的に困窮する世帯への支援については確実に措置を行う。

(5) 推進体制の整備

- ・地方公共団体において、専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備すること。
- ・改革を円滑に進めるためには、地方公共団体とともに、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、民間事業者、大学、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員等と適切に役割分担を行い、幅広い関係者が連携・協働しながら一体となって取組を進めること。

IV 台東区の状況について

令和8年4月現在においては、活動休止中の部活動や、生徒数の減少により運営に支障のある部活動はありません。また、区立中学校の生徒の半数以上が休日における活動を希望しており、活動の受け皿が必要です。(※「令和5年度 部活動に関するアンケート調査」)

一方で、部活動指導については、約8割の教員が負担を感じています。

(※「令和7年度部活動に関するアンケート調査」)

V 台東区が目指す部活動の地域連携・地域展開について

台東区は、令和5～7年度のモデル実施期間では、区内の部員数が多く、生徒からのニーズがあることや、個人で種目ごとに練習できること等を理由に、休日の陸上競技部(6種目)を地域クラブ化し、モデル事業を実施してきました。

令和8年度からは活動場所を柏葉中学校へ移し、令和9年度は柏葉中学校を地域展開のモデル校として、休日に活動している全ての部活動を地域クラブ化します。

VI 学校部活動の運営について

(1) 学校における活動方針及び活動計画について

- ① 校長は、本ガイドラインに則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定します。部活動顧問(以下「顧問」という。)は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出します。
- ② 校長は、各学校の教育目標・学校規模・特色を生かすとともに、部活動に係る活動方針においては、生徒の状況や状態等を参考に活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する必要があります。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、教員だけでなく、部活動指導員や外部指導員など適切な指導者を確保して

いくことを基本とし、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるようにします。

- ② 校長は、教員を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築します。
- ③ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行います。
- ④ 教育委員会は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職に向けて学校部活動の適切な運営に資する情報の発信を行います。
- ⑤ 教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に係る指針」（令和２年文部科学省告示第１号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行います。
- ⑥ 教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置します。また、教員ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築します。

（３）練習及び休養日の設定について

① 適切な指導の実施

ア 校長、顧問、部活動指導員及び外部指導員は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底するとともに、体罰・ハラスメントを根絶します。

特に運動部活動においては、文部科学省が作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行います。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行います。

イ 運動部活動の顧問等は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、競技種目の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、より短い時間で効果が得られる指導を行います。

ウ 文化部活動の顧問等は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた合理的で、かつ効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、より短い時間で効果が得られる指導を行います。

エ 顧問等は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技術の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行います。その際、専門的知見を有する保健体育等の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行います。

② 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とします。

文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様とします。

【休養日】

- ・学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

【活動時間】

・1日の活動時間は、長くても平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 校長は、上記の枠内の基準を踏まえるとともに、本ガイドラインに則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定します。また、各部活動の内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底します。

ウ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体の部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられます。

（４）部活動指導員及び外部指導者の活用について

生徒の活動内容への興味関心・意欲の向上を図り、より専門的な知識や技能を活用するため、部活動指導員や外部指導者の活用を積極的に行います。

① 部活動指導員及び外部指導者の活用上の留意点

ア 校長は、部活動指導員や外部指導者を活用する際には、学校部活動の教育的意義や目標、活動方針を確認し合う機会を設け、学校の方針に従って指導面の一翼を担えるようにします。

イ 校長は、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全確保や事故発生時の対応等は部活動指導員や外部指導者も教員と同様の対応が求められることを示します。

ウ 教育委員会は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校管理者の意向も含めて任用・配置します。

エ 教育委員会は部活動指導員に対して、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保、事故発生時の対応、サービスの遵守等に関し、研修を行います。

② 部活動指導員と外部指導者の主な役割について

校長及び教育委員会の指揮監督の下に、次に掲げる職務を行います。

部活動指導員の主な役割（職務）
・実技指導 ・安全・障害予防に関する知識・技能の指導 ・用具・施設の点検・管理 ・学校外での活動（大会・練習試合等）の引率 ・保護者等への連絡 ・年間・月間指導計画の作成 ・生徒指導に係る対応 ・事故が発生した場合の現場対応 ・その他、部活動指導に関し、配置校の校長及び教育委員会が必要と認める事項
外部指導者の主な役割（職務）
・実技指導 ・安全・障害予防に関する知識・技能の指導 ・用具・施設の点検 ・事故が発生した場合の現場対応 ・その他、部活動指導に関し、配置校の校長及び教育委員会が必要と認める事項

（５）体罰防止、安全管理及び事故防止等について

① 体罰防止について

体罰は、生徒に肉体的にも精神的にも苦痛を与え、人間としての尊厳も傷付け、生徒や保護者からの信頼を一瞬にして失わせるものです。その結果、本来行わなければならない教育活動が効果的に行えない状況になるなど、学校教育全体においても重大な問題となります。暴力行為のみならず、威圧的な言葉や態度による指導は、生徒の健全な成長に悪影響を及ぼすこともあります。体罰は、指導者と生徒との間での、信頼関係があれば許されるとの認識は大変な誤りであり、どんな場面であっても、決して体罰は許されません。

○指導上の留意事項
(1) 部活動の意義や目的を正しく理解し、あるべき姿を常に意識し、指導する。 (2) 生徒の人間関係について、情報を収集し、状況を把握する。 (3) 生徒が困ったことや悩みを相談しやすい体制を整える。 (4) 学級担任との連絡・相談を適宜行い、生徒の学校生活全体を支援する。
○体罰等許されない指導
(1) 殴る、蹴る等。また、社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点からは認め難い、限度を超えたような肉体的、精神的負荷を与えること。

- (2) パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等。
- (3) セクシュアルハラスメントと判断される発言や行為。
- (4) 身体や容姿に関わること、人格等を侮辱・否定するような発言。
- (5) 特定の者に対して、独善的に執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与えること。
- (6) メールやSNS等を通じて、個人的なやりとりを行うこと。

② 安全管理と事故防止について

顧問は、教育活動のあらゆる場面において、常に生徒の安全確保を図る義務があります。特に、身体活動が伴う運動部活動においては、活発な活動が展開されることから、生徒の安全が確保された上で行われることが大前提です。日頃から事故防止に対する意識を高め、想定できる限りの注意を払うことが大切です。

○指導上の留意事項

- (1) 健康状態の把握について
 - ・ 生徒に自らの健康状態について関心や意識をもたせる。
 - ・ 適度に休養をとることや適切な栄養の補給に留意させる。
 - ・ 活動に際し、健康観察を適切に行い、体調が優れない生徒に対しては、無理をさせず、活動内容を制限させるか、休ませる。
- (2) 指導面について
 - ・ 学年や個人差に十分配慮した、段階的・計画的な指導を行う。
 - ・ 危険を伴う練習は、必ず指導者の下で実施する。
 - ・ 準備運動及び整理運動をしっかりと行う。
 - ・ 練習の目的及び内容や効果的な練習方法を生徒に伝える。
- (3) 施設・設備・用具の安全点検と安全管理について
 - ・ 活動場所や使用する施設、設備、用具について、使用前、使用后及び定期的な点検を行う。また、生徒にも安全確認の習慣化を図る。
 - ・ 施設・設備、用具を正しく使用し、事故が起きないようにする。
- (4) A E Dについて
 - ・ 校内又は活動場所にある、A E Dの保管場所を確認し、事故発生時の対応が速やかに行えるようにする。
 - ・ 心肺蘇生法やA E Dの使用方法については、全教職員で共通理解を図り、緊急体制を確立しておく。
- (5) 天候や気象の対応について
 - ・ 暴風（竜巻を含む）や雷、激しい雨に対して情報収集に努め、それらがあらかじめ予想される場合は、即時に練習を中止し、生徒の安全確保に努める。
 - ・ 活動時の気象条件に十分留意する。特に、高温多湿下においては、適切な水分補給や健康観察を行い、熱中症に注意する。

- ・ 熱中症計等を活用するなど、活動場所の適切な環境状況を把握する。
- ・ 光化学スモッグが発生した場合は、直ちに屋外の活動を取りやめて、生徒を校舎内に避難させる。

③ 事故発生時の対応について

事故の予防に努めるとともに、万が一に備え、年度当初に、事故発生時の対応の仕方を全教職員で共通理解を図り、緊急体制を確立しておくことが重要です。

また、事故発生後についても、発生時同様、以下のようなことについて正しく対応できるように努めることが大切です。

○指導上の留意事項

(1) リスクマネジメント（想定される事故等についてどう予防するか）

- ・ 事故予防に関するマニュアルの作成及び教員への周知
- ・ 顧問会議による事故予防に対しての共通理解及び再確認
- ・ AEDの保管場所、使用方法の確認、講習会等への参加
- ・ 健康診断の確認や日頃からの生徒の健康状態、けがの状況の把握
- ・ 活動場所や使用する施設、設備、用具の安全点検
- ・ 運動部の場合、所属する生徒の能力差の把握

(2) クライシスマネジメント（事故等が起きたときどう対応するか）

- ・ 発生した事態や状況の把握、生徒の安全確保、傷病者の確認と応急手当、管理職への報告、他の教職員への協力要請や緊急連絡
- ・ 状況によって救急車の要請、消防署・警察・教育委員会等、関係機関との連絡・連携
- ・ 事故発生状況の正確な記録
- ・ 負傷者の立場に立った誠意ある対応、保護者への連絡と丁寧な説明、傷病者及び関係生徒へのケア
- ・ 教育委員会との連携、報道機関への対応、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの対応
- ・ 事故の検証と再発防止に向けた取組

VII 台東区の地域クラブ活動のモデル校及び運営について

(1) 方針について

- 1 令和13年度までは、休日に行っている区立中学校の部活動を地域展開していきます。
- 2 学校や教員の負担が過度とならない、持続可能な運営体制を整備します。
ただし、教員が休日の地域クラブでの指導を行いたい場合は兼業を認めます。
- 3 現在活動している学校部活動を大切に、部活動を充実、発展させようとする学校の思いを重視し、地域と協力して、生徒一人一人の活動がさらに充実するようにし

ます。

- 4 休日において、生徒一人一人の希望や状況に応じて活動が継続できるようにします。
- 5 地域クラブ活動については、生徒の意思によってさまざまな活動に参加できるようにします。
- 6 地域クラブ活動について、人的・物的資源を活用しながら地域全体で支えるよう体制を整備します。
- 7 地域クラブの活動費用については、別途定めるものとします。

(2) 地域クラブ活動の在り方について

地域クラブ活動において、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出します。

<学校部活動が担ってきた教育的意義(例)>

- ①スポーツ・文化芸術・科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てること。
- ②体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながること。
- ③自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成すること。
- ④自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらすこと。
- ⑤互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

<地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値(例)>

- ①生徒のニーズに応じた多種多様な体験(複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む)
- ②生徒の個性・得意分野等の尊重
- ③学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
- ④地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- ⑤適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
- ⑥学校段階にとらわれない継続的な活動(引退のない継続的な活動)及び地域クラブの指導者による一貫的な指導 等

(3) 活動日について

週末については、土曜日、日曜日のどちらか1日で活動時間は3時間程度とします。
祝日については、活動日数に応じて行います。

(4) 体罰防止、安全管理及び事故防止等について

地域クラブ活動の運営者は、指導者の質を保障するために研修等実施の際、指導技術

の担保や生徒の安全・健康面の配慮等、生徒への適切な指導力等の質に関することのみならず、暴力・暴言、行き過ぎた指導等、ハラスメント等の行為を根絶することが、求められます。

① 体罰防止について

体罰等許されない指導については、部活動指導に準じます。

○指導上の留意事項
(1) クラブ活動の意義や目的を正しく理解し、あるべき姿を常に意識し、指導する。 (2) 生徒の人間関係について、情報を収集し、状況を把握する。 (3) 生徒が困ったことや悩みを相談しやすい体制を整える。 (4) 部活動顧問との連絡・相談を適宜行い、生徒の学校生活及び地域全体で支援する。

② 安全管理及び事故防止について

部活動指導に準じます。

③ 事故発生時の対応について

事故の予防に努めるとともに、万が一に備え、年度当初に、事故発生時の対応について緊急体制を確立しておくこと、また、生徒については、事故等における保険加入を義務付けておくことが重要です。

地域クラブ活動の運営者は、事故が発生した場合の管理責任の主体、補償の範囲等を明確にし、定款や規約等に明記するだけでなく、指導者や参加者等に対して、事前及び定期において十分に理解を得て、活動することが求められます。

事故発生後についても、発生時同様、以下のようなことについて正しく対応できるように努めることが大切です。

○指導上の留意事項
(1) リスクマネジメント（想定される事故等についてどう予防するか） ・ 事故予防に関するマニュアルの作成及び指導員への周知 ・ 指導員に対して事故予防に対しての共通理解及び再確認 ・ AEDの保管場所、使用方法の確認、講習会等への参加 ・ 健康診断の確認や日頃からの生徒の健康状態、けがの状況の把握 ・ 活動場所や使用する施設、設備、用具の安全点検 ・ 運動部の場合、所属する生徒の能力差の把握 (2) クライシスマネジメント（事故等が起きたときどう対応するか） ・ 発生した事態や状況の把握、生徒の安全確保、傷病者の確認と応急手当、地域クラブ活動の管理責任者への報告、他の職員への協力要請や緊急連絡 ・ 状況によって救急車の要請、消防署・警察・教育委員会等、関係機関との連絡・連携 ・ 事故発生状況の正確な記録 ・ 負傷者の立場に立った誠意ある対応、保護者への連絡と丁寧な説明、傷病者及び関係生徒へのケア

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 教育委員会との連携、報道機関への対応、事故の検証と再発防止に向けた研修等の取組 |
|---|

VIII その他

(1) 部活動の開設、休部・廃部について

部活動の運営については、生徒数やそれに伴う教職員数の変化等の事情により、複数顧問が配置できず、休部や廃部について検討せざるを得ない状況も考えられます。その際、総合的に校長の判断が必要となる場合があります。

- ① 部活動の休部や廃部をする場合には、以下の点について配慮し、校長が決定します。
 - ・ 部員にとっては、下級生が入部しないという問題を抱えるため、現在部に所属する生徒やその保護者に対して議論の経過や検討結果などを十分に説明し丁寧に対応します。
 - ・ 現在部に所属する生徒が、少なくとも卒業学年まで活動できるような体制を整え、合同チームや合同練習など、運営の工夫をします。
 - ・ 必要に応じて、保護者を含めた検討組織を設け、学校と保護者が話し合う機会をつくるのが望ましいです。
- ② 新たな部活動の開設について
 - ・ 生徒の意向や生徒数の動向、活動場所の確保、指導者の確保、継続的な運営等について十分検討し、校長が決定します。

(2) 学校部活動の再編について

今後、部員数が揃わず、活動を行いにくい学校部活動が発生する状況も考えられます。その際、学校の実情等を踏まえ、部の再編や合同部活動等の積極的な運用を図ってください。なお、合同チームを運用する際には、相手校と十分な調整を行い、大会への参加については、中学校体育連盟等の規定を確認しておく必要があります。